

# 訪問リハビリテーション利用料金

## 1. 地域区分および利用料金

厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）により、訪問リハビリテーションの1単位あたりの単価が以下のようになります。

千葉県市原市の地域区分 5級地	1単位 10.55円
-----------------	------------

介護報酬における単位数に10.55円を乗じた算出された額が訪問リハサービス利用料金となっております。そのうち、自己負担額は利用料金の1割、2割または3割です。

訪問リハビリテーション費（要介護）	308単位/20分
訪問リハビリテーション費（要支援）1年	298単位/20分

## 2. 各加算

利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として訪問リハビリテーション計画の作成、利用者の状態や生活環境を踏まえた適切なリハビリテーションの提供、提供内容の評価と計画の見直しを通じて継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に所定単位数を加算します。

リハビリテーションマネジメント加算（要支援）	0単位/月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	213単位/月
（予防）訪問リハ口腔連携強化加算	50単位/月
（予防）訪問リハ退院時共同指導加算	600単位/回
事業所の医師が利用者等に説明し、同意を得た場合	270単位/月

病院や施設から退院若しくは退所した日、又は新たに要介護認定の効力が生じた日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に所定単位数を加算します。

（予防）短期集中リハビリテーション加算	200単位/日
訪問リハ認知症短期集中リハ加算	240単位/月

自立支援、重症化防止の観点から、訪問リハビリテーションの利用によってADL・IADLが向上して社会参加を維持できる他のサービスに移行できるなど質の高い訪問リハビリテーションを提供する事業所として評価を受けた場合に所定単位数を加算します。

移行支援加算（要介護のみ）	17単位/日
---------------	--------

厚生労働大臣が定める基準に適合し都道府県知事に届け出た場合、1回につき所定単位数を加算します。

（予防）サービス提供体制強化加算（I）	6単位/20分
---------------------	---------